

1. 事業の必要性・概要

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度において、対象業種の一定規模の事業者から届出される情報以外の化学物質の排出量（届出外排出量）は国が推計することとされている。現在の推計では対象となっていない施設からの排出量推計方法を確立するほか、既に対象となっている移動排出源についても最新の統計資料や排出量の実測データ等を踏まえて推計方法や排出係数等の検討を行い、データの信頼性をより高める必要がある。

また、中央環境審議会及び産業構造審議会が設置した化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ（平成20年8月）にも述べられているとおり、届出外排出量推計はリスク評価を実施する上で重要であり、その観点からも推計方法の改善を一層加速する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

届出外排出量の推計に関して、廃棄物処理施設など未だ推計できていない排出源についての検討を行う。また、移動排出源については、環境配慮型車両（ハイブリッド車、CNG車等）の導入を考慮した排出量推計の見直しを進める。以上によりばく露情報の整理によるリスク評価の取組を加速させる。

区分	26年度	27年度	28年度
(1) 推計できていない排出源の推計方法の確立			
(2) 移動排出源の排出量推計の見直し			

3. 施策の効果

ばく露情報の整理により、PRTRデータの一層の精緻化及びリスク評価の精度向上が図られる。

PRTRデータの推計精度向上事業

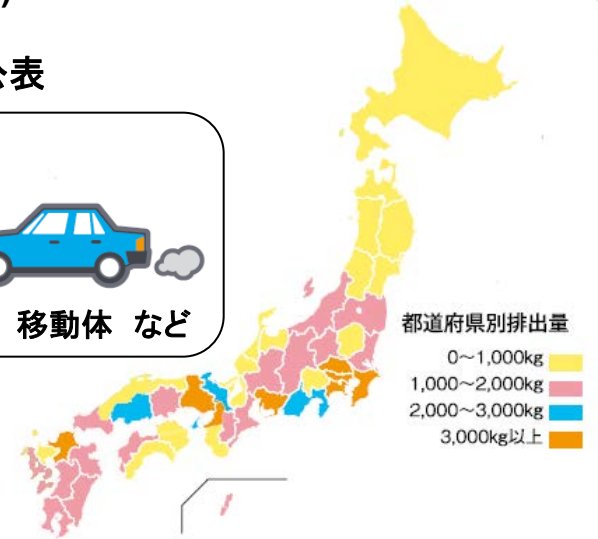
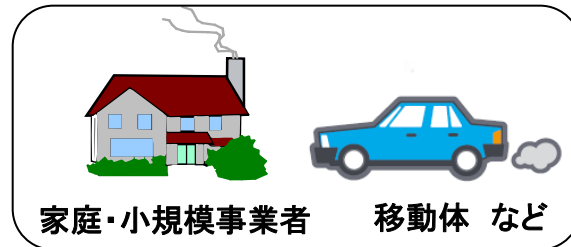
平成26年度概算要求額 25百万円(22百万円) 支出予定先 民間団体等

PRTR制度

・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)に基づく化学物質排出移動量届出制度(Pollutant Release and Transfer Register)

・内容: 以下の区分で化学物質の排出・移動に関する情報を国が毎年集計・公表

1. 対象事業者 → 事業者が届出
2. 対象事業者以外



届出外排出量推計

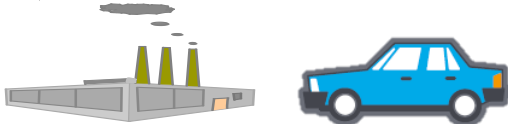
- ・全国・都道府県別の排出量の推計を国が実施
- ・既存資料・モニタリング結果などを基に 排出源に応じた推計方法を用いる

【対象】

届出の対象とならない事業者や 自動車などの移動体、家庭など

課題

- ・現在推計の対象となっていない施設への対応
- ・移動体の推計への最新の動向の反映



事業内容

1. 推計できていない排出源の推計方法の確立
廃棄物処理施設などについて検討
2. 移動排出源の排出量推計の見直し
環境配慮型車両(ハイブリッド車、CNG車等)の導入を考慮

PRTRデータの一層の精緻化、リスク評価の精度向上